

名張市地域活力創生会議設置要綱 (平成27年3月31日告示第44号)

最終改正:平成29年3月29日告示第45号

改正内容:平成29年3月29日告示第45号 [平成29年4月1日]

○名張市地域活力創生会議設置要綱

平成27年3月31日告示第44号

改正

平成28年3月31日告示第39号

平成29年3月29日告示第45号

名張市地域活力創生会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第2条に定める基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生(同法第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。)に関する施策及び取組について、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、名張市地域活力創生会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 名張市の人口減少対策及びまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。
- (2) 名張市のまち・ひと・しごと創生に関する施策の企画及び効果検証に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生に関する施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、市長及び市長が選任する委員で組織する。

2 委員の任期は、選任の日から当該選任の日の属する年度の末日までとする。

(議長)

第4条 会議には議長を置き、市長が務める。

2 議長は、会議を総理する。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、地域活力創生室において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第39号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日告示第45号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。